

【保健環境センター】

(1) 現状と課題

■ 地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力等を高めるため、保健・環境行政における科学的かつ技術的中核機関として、その機能の一層の充実を図る必要がある。

- ①保健環境センターは、関係行政機関との緊密な連携の下、疾病予防や試験検査方法等に関する調査研究、病原体、毒劇物等の試験検査のほか、保健衛生従事者等に対する研修指導、保健情報等の収集・解析・提供、環境モニタリング等を通じて、地域住民の健康の保持・増進、生活環境の保全に重要な役割を果たしている。
- ②地域保健に係る県民の行政ニーズが高度化、多様化している中、令和5年改正地域保健法に基づく基本指針では、従前の地域保健体制や健康危機管理体制の構築に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた新興感染症対策が重要な行政課題となっている。こうしたニーズに的確に対応していくため、保健福祉センター等と連携して、新興感染症対策に係る健康危機対処計画を整備するとともに、調査研究・試験検査等の機能の充実を図る必要がある。

(2) 対策

■ 保健福祉センター等と連携して、その専門性を活用した地域保健等に関する調査研究、試験検査に取り組むとともに、国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した人材育成、地域保健等に関する情報の収集・解析・提供を行う。

- ①調査研究の推進
- ア 疾病構造の解析等、健康増進に寄与する基礎的調査研究を推進する。
 - イ 健康危機発生時に的確に対応するため、疫学調査の機能強化や試験検査の迅速化・簡便化に関する調査研究等の充実を図る。
 - ウ 調査研究の効率性、実効性の向上を図るため、引き続き、研究評価制度による専門家等の助言等を得るとともに、大学や国の研究機関等との連携、他の地方衛生研究所等とのネットワークの活用努める。
- ②試験検査機能の強化
- ア 遺伝子解析等の専門的技術や高度な設備を要する検査に対応するため、施設及び検査機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上に努め、試験検査結果の信頼性の確保を図る。
 - イ 専門的技術を要する検査に対応するため、調査研究成果の活用、研修の実施のほか、国立試験研究機関との連携体制の構築や他の地方衛生研究所等のネット

第7章 保健・医療基盤の充実

ワークの活用を通じて、継続的な人材育成等の体制整備を図る。

- ウ 保健福祉センター等との連携の下、健康や環境に関する健康被害発生時における原因の特定等を迅速かつ的確に行うため、健康危機管理マニュアル、検査マニュアル、健康危機対処計画等を整備・充実し、検査体制の強化を図る。

③研修指導の充実

- ア 保健福祉センター等の職員に対して、衛生検査等に関する試験検査技術、疫学的調査手法など保健・環境情報の活用技術等に関する研修指導の充実を図る。
- イ 保健衛生分野や環境分野の専門家を講師として招いて行う特別講演会や当センターの技術職員を対象とした技術研修会を開催することにより、職員の資質向上を図る。
- ウ 保健福祉センター等が行う市町職員等向けの教育研修や県民向けの健康教育等に対する支援体制の充実を図る。

④保健・環境情報の収集・解析・提供の充実

- ア 保健・環境情報の収集及びそれらの迅速かつ的確な解析、解析結果の提供を推進するため、関係機関の連携等による情報管理・処理体制の充実を図る。
- イ ITの積極的な活用による効率的な情報の受発信体制の充実を図る。
- ウ 感染症発生動向調査における患者情報、病原体情報について、医療機関等の関係機関へ迅速に提供するとともに、適切な感染症情報について、県民に対してホームページでの情報発信の充実を図る。

⑤環境モニタリング体制の充実

光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染に係る緊急時等に的確に対応するため、モニタリングシステムの適切な運用等、環境モニタリング体制の充実を図る。